

## 市民意見の募集結果

(仮称) 小田原市介護予防・日常生活支援総合事業実施条例等の制定に対する市民意見の募集結果について

### 1 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称) 小田原市介護予防・日常生活支援総合事業実施条例等の制定
政策等の案の公表の日	平成27年9月15日(火)
意見提出期間	平成27年9月15日(火)から平成27年10月14日(水)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ)

### 2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	3件(3人)
インターネット	1人
ファクシミリ	1人
郵送	1人
直接持参	3人
無効な意見提出	0人

### 3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1
C	今後の検討のために参考とするもの	
D	その他(質問など)	2

〈具体的な内容〉

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	事業の継続性・安定性の観点から、緩和する基準について規則等により明確にするべき。	B	事業に係る基準については、条例のほか規則において規定します。
2	市が実施する研修とはどのような内容なのか。	D	個人情報の保護や守秘義務、清潔の保持といったサービスを提供するにあたり必要となる最低限の内容とする予定です。
3	事業者向けの説明会が10月から始まるが、最低3ヶ月程度の準備期間が必要であるから、1月からの事業実施は無謀である。	D	既存のサービスは総合事業に移行した後も提供され、介護事業所は従来どおりにサービスを提供することができます。 なお、事業者向けの説明会は8月20日に第1回を開催しています。